



監 第 5 号
令和7年5月20日

琴浦町長 福本 まり子 様
琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司 様
琴浦町議会議長 大平 高志 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司

琴浦町監査委員 田中 肇

定期監査報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により報告する。

1 監査の期間

令和7年4月21日・25日・30日の3日間

2 監査の対象

(1) 対象部局

全部局

(2) 対象業務

令和6年度下期（必要に応じて上期分を含む。）に執行された収入・支出事務、契約事務及び財産管理事務等

3 監査の実施方法

各部局から共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に関係書類の提出を求め、管理職及び関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど、適正性、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 監査意見

(1) 公共施設の解体工事について

町は、平成 28 年に公共施設等総合管理計画を策定し、使われなくなった公共施設の解体を計画的に進めているところである。

厳しい財政状況が続く中、限られた財源で公共施設の解体を進めることは重要なことである。

一方で、補助金や交付金などを活用した公共施設の解体には、解体設計費等多様な基準に縛られ、高額な費用が見積もられている。空き家等私的な建物については簡易な方法で解体が執行される場合もある。今後さらに施設の処分が増えていく中で、町単独事業による解体負担額と補助金等活用した場合の町負担額を比較しどのような方法で実施すれば費用を減額できるか研究されたい。

(2) 東伯総合公園の長寿命化計画について

琴浦町公園施設長寿命化対策計画が令和 5 年に策定され、4 年間にわたって東伯総合公園の長寿命化対策について検討されることとなっている。公園利用者の安全を確保し、健全な施設管理及び長寿命化を図る目的で進められているところであるが、町の公共施設等総合管理計画との整合性が取れていないと考える。

現在、内容について執行部中心に検討されているとのことであるが、計画の策定にあたっては使用する住民等関係者の意見を取り入れながら納得が得られるような計画が策定されるよう配慮されたい。

(3) 予定価格公表基準の明確化について

工事請負契約や物品購入、業務委託費等について、随意契約における予定価格の公表・非公表に対する基準が不明確である。

事後に入札結果、落札金額を公表し、応募者の納得が得られるような制度にすることが望ましいと考える。今後、公表する基準を明確にするよう取り組まれたい。

(4) 職員配置について

病気休暇等により職員数が減少し業務に支障をきたしている案件が散見される。

課内での担当業務の変更等で対応しているが、業務実績が低下するなど目に見えた形で表れている。

病欠や育児休暇等急な職員減少にも対応できる人事対応について検討されたい。